

地方財政健全化法で見える市の財政

平成20年度決算に基づく、市の健全化判断比率などを公表します。
 財政課 財政係 ☎44-3159

財政健全化法による

財政健全化判断指標の算出

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぎ、早期に健全化を促すため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）が昨年度から施行されています。

この法律に基づき袋井市でも、財政経営の健全度合いを示す健全化判断比率（表1）と、公営企業の経営健全度合いを示す資金不足比率（表2）を算出しましたので公表します。

すべての判断指標で基準値内

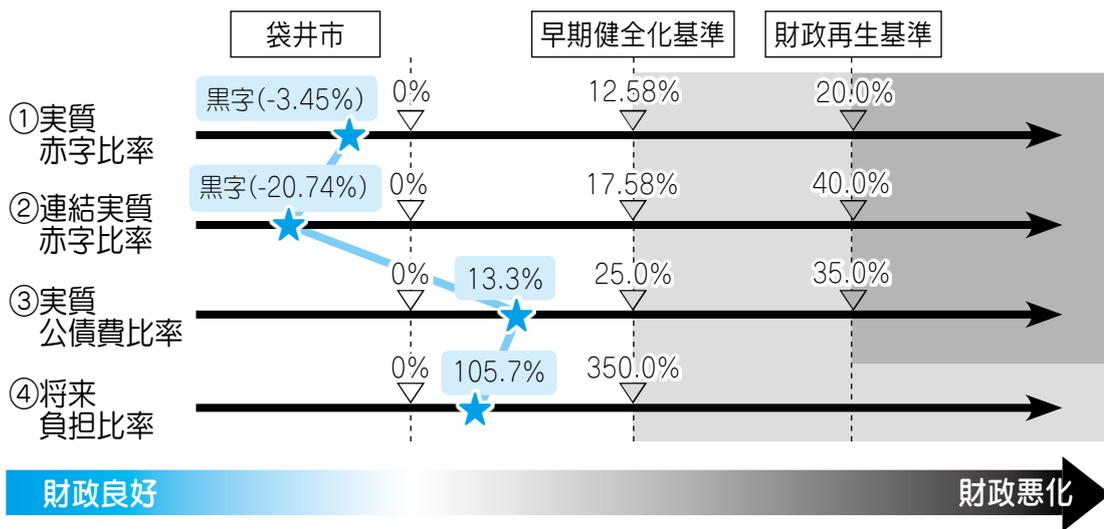
財政の健全性を確保

平成20年度決算に基づく袋井市の健全化判断比率・資金不足比率は、図表のとおり、いずれの指標もすべて健全化基準を満たしており、市財政の健全性が確保されていることが分かります。

今後の見通し

起債を活用した事業により、元利償還金や起債残高は、平成22年にピークを迎える見込みですが、今後も事務事業の精査や経費削減に努め、効率的で健全な財政運営を維持してまいります。

健全化判断比率（表1） ◇袋井市の各指標を★で表示。



袋井市はどの指標でも基準値内でした。
市の財政状況は健全です。

資金不足比率（表2）

◇資金不足を生じた公営企業はなかったため、資金不足率を「-」で表示。

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業計	- (該当なし)	20%
病院事業計	- (該当なし)	
簡易水道事業会計	- (該当なし)	
公共下水道事業会計	- (該当なし)	
農業集落排水事業特別会計	- (該当なし)	

【用語の説明】

- ①実質赤字比率 普通会計（一般会計と土地取得特別会計を合わせた会計）での赤字の比率。
- ②連結実質赤字比率 普通会計と公営事業会計を合わせた全会計での赤字の比率。
- ③実質公債費比率 普通会計が負担する公債費の比率。
- ④将来負担比率 普通会計が将来負担すべき実質的な負債の比率。
- ⑤資金不足比率 公営企業会計の事業規模に対する資金不足額の割合。

平成22年4月1日施行

袋井市景観計画 袋井市景観条例 を策定しました

袋井市は、美しい自然景観や遠州三山などの歴史的資源などに恵まれ、特に、「農の風景」は、特徴的な景観です。この個性豊かなまちの景観を、市民・企業・行政が協働して、守り育てることで、誇りの持てるふるさとを創出し、次世代に継承していくため、この計画・条例を策定しました。

計画・条例の概要をお知らせします。
 〇都市計画課計画係 ☎44-3122

■ 良好な景観を形成するための基本目標など

基本目標 「緑と水と歴史とまち並みが調和する
美しい健康文化都市 ふくろい」

計画区域 良好な景観を形成していくため、市全域を景観計画区域とします。

基本方針 ①美しい自然景観や農の風景を保全・活用する。
②歴史・文化的な景観を保全・活用する。
③魅力あるまち並み景観を創出する。



今井地区の田園風景

④自然景観やまち並み景観と調和する公共施設景観を創出する。
⑤市民がいきいきと住み続けられる景観を演出する。

■ 良好な景観を形成するための具体的な取り組み例

◇地区景観まちづくり協議会の認定支援

一定の地区において良好な景観づくりに取り組む団体を認定し、支援します。



◇眺望地点の指定

丘陵地や田園など、袋井市特有の景観を眺望できる地点を眺望地点として指定します。

◇表彰、助成など

良好な景観を形成していると認められる建築物、工作物などの所有者や、良好な景観形成のために活動する団体などを表彰します。

■ 良好な景観形成を保つため、高さや色彩の規制を行います

建築物と工作物の高さ・色彩の制限

◇美しく伸びやかで広がりのある田園景観との調和を図りつつ、建築物等も中低層程度で構成されるまち並み景観を維持するため、次のように定めます。

高さ制限 ・市内全域について、建築物及び工作物の高さの限度を20mとします。

◇市都市計画マスタープランで定める中心核（袋井北四町地区を除く）や小笠山総合運動公園区域、商業地域、工業専用地域、公共事業に伴う施設で市長が認める場合は、制限の対象とはなりません。

色彩制限 ・建築物や工作物の外観の色彩は、自然景観や田園景観と調和するよう、高彩度色（派手な色）の使用を制限します。詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。

◇表面を着色していないなど、素材本来が持つ色彩の場合や見付面積（※）の10分の1未満の範囲の場合は、制限の対象とはなりません。

（※）見付面積…1つの方向から見える建築物や工作物の壁面などの面積

市への届出が必要なもの

◇次の①～③に該当する場合には、工事などに着手する予定日の30日以上前に届出をする必要があります。

①建築物及び工作物の新築、増築、改築で、高さが15mを超えるもの、または敷地面積が1,000㎡以上のももの。

②建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または、色彩の変更で、高さが15mを超えるもの、または敷地面積が1,000㎡以上のももの、かつ外観の変更に係わる見付面積が2分の1以上のももの。

③建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更など

◇平成22年4月1日以降に着工予定のある方は、事前にお問い合わせください。

◇袋井市景観計画・袋井市景観条例の詳細は、市役所2階情報公開コーナーや市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)でご覧いただけます。

